

環境物品等の調達を円滑にするための方針

独立行政法人農林漁業信用基金

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

特定調達品等の平成 30 年度における調達の目標

平成 30 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 30 年 2 月 9 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

トレー
消しゴム
ステープラー (汎用型)
ステープラー (汎用型以外)
ステープラー針リムーバー
連射式クリップ (本体)
事務用修正具 (テープ)
事務用修正具 (液状)
クラフトテープ
粘着テープ (布粘着)
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット (玉)
マグネット (バー)
テープカッター
パンチ (手動)
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)
紙めくりクリーム
鉛筆削 (手動)
OAクリーナー (ウェットタイプ)
OAクリーナー (液タイプ)
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
マウスパッド
OAフィルター (枠あり)
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり (液状) (補充用を含む。)
のり (澱粉のり) (補充用を含む。)
のり (固形) (補充用を含む。)

<p> のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド </p>	
--	--

3 オフィス家具等

<p> いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 </p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p>
---	-------------------------------------

ホワイトボード	
---------	--

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	---

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

9 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	---

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

11 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光灯(大きさの区分40形直管蛍光灯) 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

12 自動車等

自動車 ETC対応車載器 カーナビゲーションシステム 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

13 消火器

消火器	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
-----	---------------------------

14 制服・作業服

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------	------------------------------

15 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	
-------------------------------	--

16 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
------	---------------------------

17 その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

18 設備

調達の予定はない。

19 災害備蓄用品

ペットボトル飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

20 公共工事

調達の予定はない。

21 役務

省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備	調達の予定はない。 調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。 調達の予定はない。 調達の予定はない。 調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
---	---

庁舎管理	調達の予定はない。
植栽管理	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
加煙試験	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
清掃	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
タイルカーペット洗淨	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
害虫防除	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
輸配送	調達の予定はない。
旅客輸送（自動車）	調達の予定はない。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達の予定はない。
引越輸送	調達の予定はない。
会議運営	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。

特定調達物品等以外の平成30年度に調達を推進する環境物品等及び調達の目標

- 1 環境物品等の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
- 2 OA機器、家電製品等の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択し、できる限り修理を行い、長期間の使用に努める。
- 3 全ての木質及び紙（古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月15日作成）に準拠して行うように努める。

その他事項

- 1 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 2 特定調達品目以外の品目についても、できるだけ環境負荷の少ない物品の調達に努めるため、エコマークやエコリーフ等の第三者機関による認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。